本号で公布された条例のあらまし

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和7年香川県広域水道企業団条例第1号)

- 1 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、関係条例 について、規定中「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正を行うこととした。
- 2 令和7年6月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年香川県広域水道企業団条例第2号)

- 1 公務のために旅行する企業長等に支給する旅費について、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態に即したものとするため、関係条例の規定を改める改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和7年香川県広域水道企業団条例第3号)

- 1 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)の一部が改正されたこと等を考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の 改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和7年香川県広域水道企業団条例第4号)

- 1 国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して、一般職の職員の給与の種類及び基準について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(令和7年香川県広域水道企業団条例第5号)

- 1 刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和7年4月1日から、一部の規定は、令和7年6月1日から施行することとした。